

2022年税制改編および下半期における税務調査の方向性

August 24, 2022

目次

- I. 2022年の税制改編の方向性
- II. OECDのグローバル課税案(Pillar 1・2)に対する大韓民国政府の対応動向
- III. 国税庁の2022年下半期における税務調査の方向性

I. 2022年の税制改編の方向性

□ 政策の方向性および推進日程

2022年7月21日付で発表された企画財政部における2022年税制改編案は、**グローバル・スタンダードと租税原則**に基づく課税システムを整備する方向で行われ、その**目標設定**を「ダイナミックな革新成長を通じた成長と税収の好循環」とし、**推進課題および推進基盤**として①「**経済活力の向上**」、②「**民生の安定**」、③「**租税インフラの拡充**」および④「**納税者のエコ環境構築**」を設定しました。

これに向けた今後の推進日程は次のとおりであるものの、現在、野党が国会の過半数を占めているため、改正案の一部については、原案の通過が難しい可能性もあります。

- ・ 2022年7月21日：2022年税制改編案の発表
- ・ 2022年7月22日～8月8日：立法予告(17日間)
- ・ 2022年8月18日：次官会議
- ・ 2022年8月23日：国務会議
- ・ 2022年9月2日：定期国会への提出

□ 具体的な税制改編案の内容

以下では、政府における今年度税制改編案のうち、企業に関連する主な改正内容について見てみます。

1. 法人税の税率および課税標準区間が調整されます¹。

- 企業の投資を活性化し、雇用の創出等を支援するために最高税率を25%から22%へと引き下げ、課税標準区間を既存の4段階（現行の10、20、22、25%）から2～3段階（10、20、22%）へと単純なものとししました。一般企業においては、課税標準200億ウォンまでは20%、その超過分については22%の税率が適用され、中小・中堅企業（売上高3,000億ウォン未満）については、課税標準5億ウォンまでは10%の特例税率を適用し、5億ウォンから200億ウォンまでは20%、その超過分については22%の税率を適用し、一般企業に比べ税負担を緩和する予定です。

2. 海外子会社配当金に対する二重課税の調整を拡大し、企業が海外に留保している所得の国内流入を図ります²。

- 現在は、海外子会社の所得に対して現地法人税率により法人税を納付し、その後、海外子会社から国内親会社に対して配当がなされると、配当金を親会社の所得に含めた後に国内の法人税率に基づき課税をするものの、現地で納めた外国納付税額は税額控除する方法によって二重課税の調整がなされています。ところが、改正案によると、海外子会社から国内親会社に支払われた配当金そのものを益金不算入の方法で親会社の所得から除外する方法により、二重課税の調整を行うことになりました。また、二重課税の調整対象となる海外子会社の範囲を既存の持分率25%以上から10%以上へと拡大する予定です。

3. 国内子会社配当金に対する二重課税の調整を合理化するため、企業形態の区分を問わず、持分率に応じて制度の単純化を図り、子会社配当の促進に向け益金不算入率を引き上げて二重課税の調整を拡大します³。

- 現在は、一般法人と持株会社を区分し、上場法人と非上場法人を区分して各持分率に応じた益金不算入率を別途規定していました。ところが、改正案によると、一般法人と持株会社または上場法人と非上場法人の区分をせず、持分率による益金不算入率をより一層単純なものとししました。ただし、持株会社の場合、現在は持分率が30%未満の場合にも（上場法人、非上場法人を問わず）最低80%の益金不算入率が適用されたものの、改正案では、持分率が30%未満の場合、80%ではない30%の益金不算入率のみが適用されることになり、多少不利な内容となった側面があり、そのような理由から、持株会社に対しては2年の猶予期間を適用する予定です。

¹ 法人税法第55条

² 法人税法第15条、第21条、第41条、第57条、第57条の2の改正、第18条の4の新設

³ 法人税法第18条の2、第18条の3

4. 繰越欠損金の控除限度が引き上げられます⁴。

- 現在の繰越欠損金は、当該事業年度の所得の60%（中小企業の場合100%）を限度として控除されます。しかしながら、改正案では、一般法人の繰越欠損金の控除限度が80%へと上方修正される予定です。

5. 投資・相生（共生）協力促進税制が2022年末に日没終了となります⁵。

- 投資・相生協力促進税制とは、投資・賃金・相生協力等に還流されず、企業に留保されている未還流所得（未使用金額）について20%を課税していた規制性の租税制度になりますが、企業における自由な経営活動をサポートするため、これを2022年末に日没終了する予定となっています。

6. 連結納税制度の適用対象が拡大されます⁶。

- 連結納税制度とは、親会社の子会社を一つの課税単位と見做し、所得を通算して法人税を課税する制度になりますが、該当制度の実効性を高めるため、連結納税の適用対象子会社の範囲を従来の親会社の子会社に対する持分率100%から90%以上に変更し、その適用対象を拡大する予定です。

7. 統合雇用税額控除制度が新設されます⁷。

- 既存の5つの雇用支援制度（雇用増大・社会保険料・出産育児により仕事を辞めた女性・正社員への雇用形態の変更・育児休職復帰者の税額控除）を雇用増大税額控除を中心に統合し、統合雇用税額控除として改編しました。青年雇用活性化に向けた青年年齢の範囲の上限を従来の29歳から34歳へと現実味を帯びた数字とし、契約社員から正社員になった者などに対する雇用支援を拡大する予定です。

8. 海外の優秀人材の国内流入インセンティブが強化されます⁸。

- 外国人労働者の場合、総合所得税率（6～45%）の代わりに、単一税率（19%、非課税・減免は適用せず）を選択して適用される「単一税率特例」の適用期間が、現在は国内勤務開始日から5年間であったものの、同制限を廃止し、優秀な人材が国内において長期勤務をするように促しています。また、エンジニアリング技術提供者等の外国人技術者に対し、所得税の50%を減免する期間を従来の5年から10年へと拡大する予定です。

⁴ 法人税法第13条、第45条、第46条の4、第76条の13、第91条

⁵ 租税特例制限法第100条の32

⁶ 法人税法第2条、第76条の8

⁷ 租税特例制限法第29条の8新設

⁸ 租税特例制限法第18条の2、第18条

9. 国家戦略技術等に対する税制支援が拡大されます⁹。

- 半導体・バッテリー・ワクチンに対する投資促進に向け、大企業に対する国家戦略技術の施設投資の税額控除率を既存の6%から中堅企業に対する税額控除率である8%水準へと引き上げました。また、中堅企業の一般技術および新成長・源泉技術の施設投資税額控除率を従来の3%、5%から各々5%、6%（中小企業に対する税額控除率の50%水準）へと拡大する予定です。

10. スtockオプションの税制支援が強化されます¹⁰。

- スtockオプション行使利益の非課税限度を既存の年間5千万ウォンから2億ウォンへと大幅に引き上げ、累積限度5億ウォンを新設しました。また、現在は非上場・KONEX上場のベンチャー企業における役職員に対してのみ適用されていたstockオプション行使利益への勤労所得税5年分割納付制度を、KOSDAQ・KOSPI上場のベンチャー企業の役職員に対しても適用されるよう、分割納付の対象を拡大する予定です。

11. 創業・ベンチャー投資の活性化に向け課税特例が拡大されます¹¹。

- 現在は、「創業投資会社等のベンチャー企業等の出資による譲渡差益および配当所得の非課税」、「一般内国法人のベンチャー企業等に対する出資時の出資金額の5%税額控除」、「エンジェル投資家の譲渡差益の非課税、投資時の投資金額の所得控除」等の課税特例の適用期限が2022年末までであったものの、当該課税特例の適用期限を2025年末までとして3年延長する予定です。

12. 金融投資所得等に関連する税制が緩和または猶予されます。

(1) 国内上場株式の譲渡所得税の大株主基準が緩和されます¹²。

- 新規資金の流入を促すなど、株式市場を活性化するために保有金額の基準を引上げ、課税基準を緩和しました。具体的にみると、保有企業の時価総額の差に応じた税負担の衡平性を考慮して持分率の要件を削除し、年末の株式売渡の緩和等を考慮し、保有金額の基準を銘柄当たり10億ウォンから100億ウォンへと引き上げました。税負担の予測可能性を向上させるため、大株主を判定する際に、現在は親族等を含めて合算していたものを、本人についてのみ計算するものへと変更する予定です。

(2) 証券取引税が引き下げられます¹³。

- 投資家の負担を緩和するため、2023年のKOSPI・KOSDAQ市場の証券取引税率（KOSPIは農漁村特別税0.15%を含む。）を既存の0.23%から0.2%へと引き下げ、2025年には0.15%まで引き下げる予定です。

⁹ 租税特例制限法第24条

¹⁰ 租税特例制限法第16条の2、第16条の3

¹¹ 租税特例制限法第13条、第13条の2、第14条、第16条、第117条第2項

¹² 所得税法第94条、第104条、第115条、第118条の9、同法施行令第157条、第167条の8、第168条、第169条、第178条の8、第225条の2等

¹³ 証券取引税法施行令第5条

(3) 金融投資所得税の導入が2年猶予されます¹⁴。

- 金融投資所得税の課税制度の施行時期が、最近の株式市場に関連する対内外の状況、投資家保護制度の整備等を考慮し、2023年から2025年へと2年猶予される予定です。

(4) 仮想資産に対する課税が2年猶予されます¹⁵。

- 仮想資産の譲渡・貸与により発生する所得につき、その他所得（雑所得）と見做して税率20%の課税を行う制度の施行時期が、最近の仮想資産市場の状況、投資家保護制度の整備等を考慮し、2023年から2025年へと2年猶予される予定です。

13. 非居住者・外国法人の国債等の利子・譲渡所得につき非課税適用となります¹⁶。

- 世界国債インデックス (WGBI) 構成国の殆どが、非居住者・外国法人の国債利子所得につき非課税としている点を考慮し、国際的な基準に応じた投資インフラを構築するため、非居住者・外国法人の国債および通貨安定証券において発生する利子・譲渡所得に対して所得・法人税を非課税とする予定です。

14. 地方移転企業の税制支援制度が改善されました¹⁷。

- 企業の地方移転に対する課税特例制度を、国家均衡発展促進に向けてその適用期限を3年延長し、老朽度が高い地域、雇用・産業危機に直面している地域等へと企業の工場・本社を移転する際に与えられる減免恩恵が、大幅に拡大される予定です。

15. グローバル最低限税制度が導入されます¹⁸。

- 具体的な内容については、「OECDのグローバル課税案 (Pillar 1・2) に対する大韓民国政府の対応動向」の「Pillar 2の具体的な内容および大韓民国政府の対応動向」をご参考ください。

¹⁴ 所得税法第4条第2項、同法付則等

¹⁵ 所得税法第37条第5項、同法付則、法人税法付則等

¹⁶ 所得税法第119条の3、法人税法第93条の3新設

¹⁷ 租税特例制限法第63条、第63条の2、第60条、第61条

¹⁸ 国際租税調整に関する法律第60条ないし第74条、第78条ないし第81条、第84条

II.OECDのグローバル課税案(Pillar 1・2)に対する大韓民国政府の対応動向

□ 背景

多国籍企業らは、デジタル技術を活用して所得発生地国等に事業の機能、資産およびリスクを最小限に存置した後、主要機能と資産およびリスク等は、低い税率の国家に設立した会社に集中させる方法を通じて、国際的な実効のある税負担を著しく抑えることが出来ていました。

これにつき、2013年に、OECD加盟国とG20参加国は、多国籍企業における租税回避行為に対応するため、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトを開始し、OECDの国際的な課税基準の最も核心的な基準である現行の固定事業所の課税基準と移転価格の課税指針が、多国籍企業の租税回避に対して、適切な対応策を提示できていないという問題認識とともに、このような問題を解決できる様々な代案について議論しました。

OECDは、加盟国の提示する複数の代案を取り纏め、「新たな課税権の配分基準を樹立する統合案」(以下「Pillar1」という。)と「税源浸食防止のためのグローバル最低限税を規定する方案」(以下「Pillar2」という。)を推進しています。

□ Pillar1の具体的な内容および大韓民国政府の対応動向

1. Pillar1の具体的な内容

Pillar1の核心の構成要素を「Amount A」、「Amount B」とに区分していますが、「Amount A」とは、一定規模以上の多国籍企業のグローバル超過利益の一定部分を市場寄与分と見做し、同金額に対する課税権は一定の計算式によって市場所在国へと配分します。

「Amount B」とは、基本的なマーケティングおよび流通活動を行う多国籍企業の子会社または固定事業所の正常利益率を意味し、業種別、国家別、地域別に合意された固定利益率を当該子会社や固定事業所の正常利益率と見做して補償します。

2. Pillar1に対する大韓民国政府の対応動向

Pillar2とは異なり、今回の2022年7月21日付で発表された企画財政部における2022年税制改編案には、Pillar1の内容は盛り込まれていません。これは、Pillar1の施行がIFの当初の計画よりも遅れていたためであり、大韓民国政府(企画財政部)は、2022年7月12日付の報道資料を通じて、「G20/OECDの包括的履行体系

(IF)がPillar1全般に関する進行状況報告書を2022年7月11日に公開し、これにつき、8月19日までに書面の公聴会を進める計画」であるという点を知らせ、「IFのデジタル税Pillar1の進行状況報告書」を公開しました。

IFが2022年7月11日付で公開したPillar1全般に関する進行状況報告書は、これまでの議論の成果を盛り込んだPillar1のモデル規定の草案が含まれています。

□ Pillar2の具体的な内容および大韓民国政府の対応動向

1. Pillar2の具体的な内容

2021年10月に最終合意したデジタル税Pillar2の核心内容は、国際的な税源浸食と課税所得移転を通じた租税回避を防ぐ目的で、グローバル最低限税を15%で設定し、この達成に向け、①所得算入規則、②費用控除の否認規則および③源泉地国の課税規則をIF構成国が遵守しなければならないというものです。IFは、2021年12月20日にPillar2に関するモデル規定を発表していますが、上述した3原則の中、①所得算入規則と②費用控除の否認規則につき、各国が国内税法体系の枠内で法制化することができるよう標準文案を提示したものです。

2. Pillar2に対する大韓民国政府の対応動向

2021年12月にIFが一括発表したPillar2のモデル規定に基づき、企画財政部は、これを国内で法制化するための作業を進めてきました。これにより、今回の2022年7月21日付で発表された企画財政部における2022年税制改編案には、Pillar2の内容であるグローバル最低限税の制度が含まれています。改正案の具体的な内容については、次のとおりです。

グローバル最低限税の適用対象は、直前の4の事業年度のうち、2以上の連結売上高が7.5億ユーロ（韓国ウォンで約1兆ウォン）以上の多国籍企業の構成企業であり、政府機関、国際機構、非営利機構、年金ファンド、最終親企業である投資ファンドおよび不動産投資機構はこれから省かれます。国内の構成企業は、所得算入規則および所得算入補完規則による追加税額配分額を法人税として納める必要があります。

今回の改正案は調整対象の租税、国家別の実効税率、国家別の追加税額、構成企業の追加税額を計算する方法についても規定しており、追加税額の課税方式に基づいて所得算入規則および所得算入補完規則を規定しました。

国内の構成企業は、事業年度の終了日15カ月以内に、グローバル最低限税情報申告書の提出が義務付けられ、国外の構成企業が海外の課税当局に当該申告書を提出する場合には、国内の構成企業は提出の義務が免除され、その代わりに、当該事項を15カ月以内に届け出なければなりません。また、追加税額配分額の申告および納付義務についても規定しました。

以上のグローバル最低限税に関する規定はいずれも、その適用時期が2024年1月1日以降にスタートする事業年度分から適用されるものとなりました。

III. 国税庁の2022年下半期における税務調査の方向性

2022年7月22日に、金チャンギ国税庁長の就任後初めて開催された全国税務官署長会議において、8つの重点推進課題と運営方案が提示され、その主な内容については、次のとおりです。

1. 市場経済の活力を支援する「慎重な税務調査」

国税庁は、様々な経済危機が発生している状況とコロナウイルスの再流行を考慮し、税務調査の規模減縮の流れを維持し、14,000件余りの水準で運営する予定であると明らかにしました。納税者に対して希望する調査時期(1～3順位)の申請を基に調査時期を決定する「調査時期選択制度」を簡便調査に全面的に導入し、中小納税者自らが調査負担の少ない時期を選べるようにサポートするとの方針を発表しました。

定期調査の割合を昨年よりも引上げ、納税者が調査時期をあらかじめ予測できるようにし、企業経営の安定性の向上を図り、より多くの中小納税者が調査負担の緩和を体感できるように簡便調査を法人・個人の調査の20%水準まで拡大して運営するとしています。

調査の過程においては、適法手続きを遵守するものの、これは形式的な手続きの遵守を超えて納税者に対し実質的聴聞機会を保障し、調査内容を適時かつ正確に告示する実質的な手続き遵守を意味していることを強調しています。

2. 公正競争と国民統合を阻害する脱税に対する「厳正な税務調査」

一方、国税庁は、税金の掛からない富の移転、企業資金の私有化等の脱税を見つけ出して公正な社会を実現するとしており、脱税には厳正に対応しながらも、適法課税・適法手続きを通じて国民の共感と信頼を得られるようにしたいとしています。

価格引上げを通じた暴利および物価に対する不安を呼び起こす原材料・副資材の供給錯乱を図っている事業者の脱税に対応し、民生の安定を支援していく方針であると明らかにしました。特にパンデミック好況(インテリア業者、ホームトレーニング等)によって莫大な富を蓄積し、豪遊生活を享受している脱税嫌疑者に対する検証を強化するとしています。

不動産開発業者の加工取引、変則の資本取引を通じたオーナー一族における便法贈与、不公正な内部取引と業務の不正受注(系列会社や親戚に集中して取引するとか)等に対して厳正対応していくことを発表しました。法人

資産の私有化、新種の金融商品を通じた利益分与、通行税の利益提供、オーナー一族に対する高額給与支給等、優位な立場を濫用した私益騙取について検証を行うものとなりました。

事業構造の改編、固定事業所の回避など知能的に脱税を図り、OECDモデル租税条約のようなグローバル・スタンダードに違反する多国籍企業については、精密検証を行うと明らかにしました。海外法人を悪用し、法人資金を騙取して経営権を変則承継する法人およびオーナー一族における不法な財産持出しや域外所得の隠蔽についても厳しく対応していくことを強調しました。

また、デジタル市場における非定型性・不透明性により脱税リスクが高い仮想資産取引とオンライン・プラットフォーム取引にて発生する新種の脱税に対する調査を通じ、仮想資産を活用した企業資金の流出や便法贈与、市場支配力を持つオンライン・プラットフォーム運営事業者・ユーザーの変則脱税に対する検証を強化していくとしています。

3. 公益法人および外国人所有の不動産に対する検証の実施

公益法人に対する綿密な事後管理を通じ、会計不正および資金流用が確認された団体については、企画財政部に指定取消を要請し、その名簿を公開するとしています。

また、居住者の要件を満たしていない外国人等の譲渡所得税の非課税不当適用および住宅多数所有による重課回避の嫌疑を重点的に検証すると明らかにしました。外国人の住宅多数所有の実体把握に向け、住宅を譲渡する際に「世帯別の住宅保有現況資料」の提出を義務化するなど、公正性の向上に向けた制度改善を推進するとしています。

4. オンライン・プラットフォーム利用の新種業種に対する税源管理の体系化

オンライン・プラットフォームを通じた経済活動が増加するに伴い、販売・決済代行資料を誠実に提出するよう案内するなど、資料の収集を拡大するとしています。また、海外プラットフォームを利用してサービス提供をした不誠実申告の疑い者、1名メディア・クリエイター（YOUTUBERなど）における総合所得税の無申告または過少申告者らに対して点検を行い、所得の脱税行為を遮断するとしています。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

For Questions or Comments

[日本チーム] T. +82-2-316-4114 E. jpg@shinkim.com

- **金潤希(キム・ユンヒ)** Japan Team Leader | パートナー

T. +82-2-316-4025 E. yhekim@shinkim.com

[税務部門]

- **白濟欽(ベック・ゼフム)** | パートナー

T. +82-2-316-4052 E. jhebaik@shinkim.com

- **鄭永珉** | シニア公認会計士

T. +82-2-316-7269 E. ymchung@shinkim.com

- **盧炯徹** | 税理士

T. +82-2-316-4483 E. hcrho@shinkim.com

- **尹慈映** | アソシエイト

T. +82-2-316-1666 E. jyyoon@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

23F, D-Tower (D2), 17 Jongno 3-gil, Jongno-gu, Seoul 03155, Korea

(〒)03155 韓国ソウル特別市鍾路区鍾路3ギル(通り) 17 D-Tower D2 23階 T. 02-316-4114 <https://www.shinkim.com>
